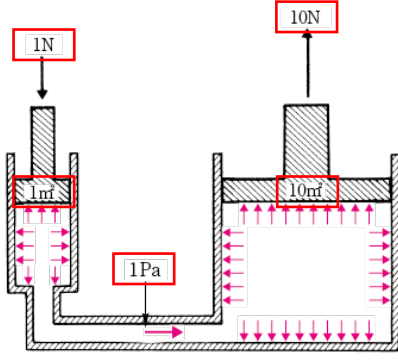
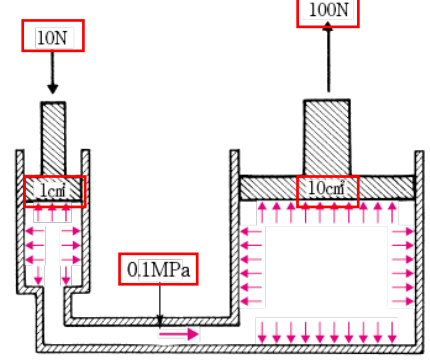
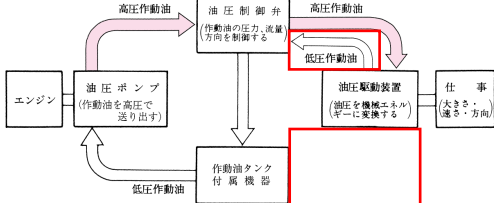
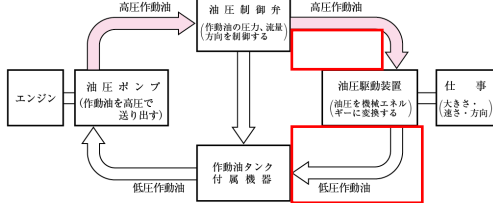


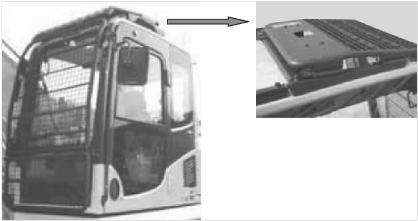
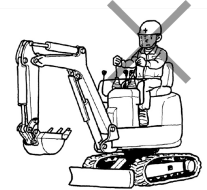
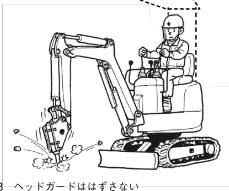
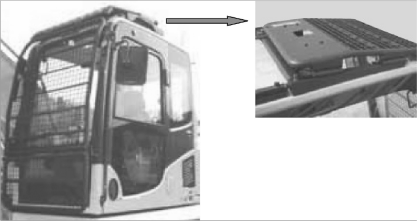
＜新旧対照表＞ 第4版 令和6年7月31日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 第3版(平成26年12月15日) No.111311	(新版) 第4版(令和6年7月31日) No.111311
【用語の統一】	
労働者・作業員（関係法令を除く）	作業者
および、または	及び、又は
作業現場、建設現場、現場	作業所
ミリメートル	ミリメートル (mm)
パーセント	パーセント (%)
アルミニウム	アルミニウム (Al)
〇〇 から 〇〇	〇〇 ～ 〇〇 (単位)
*文末・・。(図〇-〇参照)	*文末・・。(図〇-〇参照)。

(旧版) 第3版(平成26年12月15日) No.111311			(新版) 第4版(令和6年7月31日) No.111311		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
18	下から 5行目	例えば、図2-8のようにピストンの面積がそれぞれ <u>1 m²</u> 及び <u>10 m²</u> のシリンダを組合せた容器において面積の小さい方のピストンに <u>1 N</u> の力を加えると、面積の大きい方のピストンに伝わる力は <u>10 N</u> になる。 (下線部を修正)	18	下から 5行目	例えば、図2-8のようにピストンの面積がそれぞれ <u>1 cm²</u> 及び <u>10 cm²</u> のシリンダを組合せた容器において面積の小さい方のピストンに <u>10 N</u> の力を加えると、面積の大きい方のピストンに伝わる力は <u>100 N</u> になる。
19	図2-8	(赤枠を修正)  図2-8 ピストン面積と力の関係 (1 Pa = 1 N/m²)	19	図2-8	 図2-8 ピストン面積と力の関係
20	図2-9	(赤枠を修正)  図2-9 油圧装置の機構の概要	20	図2-9	 図2-9 油圧装置の機構の概要

(旧版) 第3版(平成26年12月15日) No.111311			(新版) 第4版(令和6年7月31日) No.111311		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
45	中段	(赤枠を修正) (8) 安全ガラス及び飛来物防護設備 解体用機械の運転室は、その前面に安全ガラスを使用し、または破砕物の飛来による危険を防止するために金網等の防護設備を取り付けていなければならないことになっている。(写真3-8参照)  写真3-8 防護設備設置の例 ヘッドガードは、はずさないこと。 	45	中段	ヘッドガードは、はずさないこと。  図3-18 ヘッドガードははずさない (8) 安全ガラス及び飛来物防護設備 解体用機械の運転室は、その前面に安全ガラスを使用し、又は破砕物の飛来による危険を防止するために金網等の防護設備を取り付けていなければならないことになっている(写真3-8参照)。  写真3-8 防護設備設置の例
46	上から 1行目	(10) 転倒時保護構造 (ROPS)、横転時保護構造 (TOPS) (下線部を修正)	46	上から 1行目	(9) 転倒時保護構造 (ROPS)、横転時保護構造 (TOPS)
46	下から 1行目	図3-18 シートベルト使用の例 (下線部を修正)	46	下から 1行目	図3-19 シートベルト使用の例
145	上から 1行目	(右記の文章を追加)	145	上から 1行目	4) クレーン＋ワイヤーソー又はコアドリル併用工法 鉄筋コンクリート部材等を、環状に巻き付けたダイヤモンドワイヤーソーを駆動機でエンドレスに高速回転させることによって切断し(又は、コアドリルにより切断し)クレーンにより吊りおろす工法である。
162	上から 19行目	2 前項に規定する者は、 <u>本籍又は氏名</u> を変更したときは、第3項に規定する場合を除き技能講習修了証書替申込書(様式第18号)を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。 (下線部を削除)	162	上から 19行目	2 前項に規定する者は、氏名を変更したときは、第3項に規定する場合を除き技能講習修了証書替申込書(様式第18号)を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。
165	上から 12行目	第162条 事業者は、車両系建設機械を用いて <u>作業を行なう</u> ときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。 (下線部を修正、削除、追加)	165	上から 12行目	第162条 事業者は、車両系建設機械を用いて <u>作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。(施行日：令和7年4月1日)</u>